

介護予防・日常生活支援総合事業における  
 従前相当サービスの報酬改定等について

昨年度から実施した介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）における訪問型サービス、及び通所型サービスの報酬改定等について報告する。

1 経過

総合事業の報酬単価は、国が定める額を上限として、区市町村において定めることとされている。（介護保険法施行規則第 140 条の 6 3 の 2 第 1 項）

区では、昨年度、従前相当サービス（※1）の事業実施に当たり、国の定める額と同額の報酬単価としてきた。

今般、国において、総合事業の単価について改定が行われ、本年 10 月 1 日より下表のとおり新たな加算等を設け、施行されることとなった。

【予防訪問サービス】

現行		改定後
○生活機能向上連携加算 （100 単位/月） 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリ専門職や医師が訪問して行う場合を評価したもの。	→ （新設）	○生活機能向上連携加算 I （100 単位/月※2） リハビリ専門職による訪問が困難な場合に、外部のリハビリ専門職からの助言を定期的に行うことを評価する加算を創設。
	→ （充実）	○生活機能向上連携加算 II （200 単位/月） 左記の単価を充実。

【予防通所サービス】

現行		改定後
なし	→ （新設）	○生活機能向上連携加算 I （200 単位/月） 外部のリハビリ専門職や医師が事業所を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練等計画等を作成することを評価する加算を創設。※運動器機能向上加算を算定している場合は 100 単位/月。

## 2 区の報酬体系について

国の報酬改定を受け、本年10月以降の区の従前相当サービスの報酬単価については、事業開始後の利用者数が増加しており、事業者数も安定的に推移していることなどを勘案し、引き続き、「国が定める単価」と同額とする。また、これに伴い、緩和基準サービス（※3）の報酬単価についても、引き続きこれまでと同額とする。

なお、今後、区独自のインセンティブを含め、報酬体系のあり方について、サービス利用状況や国において導入が進められている介護報酬へのサービスの質の評価の動向などを注視しながら検討する。

## 3 今後の主なスケジュール

平成30年 9月 従前相当サービス新報酬体系の区民・事業者等への周知  
10月 従前相当サービス新報酬単価の適用

### ※1 従前相当サービス

地域支援事業実施要綱の改正（平成30年4月1日施行）に伴い、これまでの現行相当サービスが従前相当サービスに名称が改められた。

予防訪問サービスは、資格を有するヘルパーにより身体介護（入浴介助や排せつ介助等）や生活援助（掃除や食事の準備等）のサービスを利用できる。また予防通所サービスは、生活機能向上のための運動やレクリエーションを利用できるとともに、食事や入浴のサービスを提供している事業所もある。

### ※2 単位

介護報酬はサービス提供に要する費用を勘案して設定することとされ、人件費は地域によって異なることから、地域差を介護報酬に反映するために単位制が用いられている。予防訪問サービスは1単位=11.4円、予防通所サービスは1単位=10.9円。利用者はそのうち、自身の負担割合に基づき利用料を事業所に支払う。

### ※3 緩和基準サービス

区独自の基準により、総合事業の対象者の状態などに考慮した人員配置や利用料（自己負担を軽減）などを設定したサービス。生活援助サービス（緩和型訪問サービス）は、生活支援のサービスを利用できる（ただし身体介護は除く）。また活動援助サービス（緩和型通所サービス）は、予防通所サービスと同程度のサービス（ただし専門的なりハビリなどを除く、送迎がない場合がある等）を利用できる。